

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年2月2日 横浜地方法務局麻生出張所 登記官 吉田 勝

記

意見又は資料の提出先

〒215-0021

川崎市麻生区上麻生一丁目3番14号

横浜地方法務局 麻生出張所（川崎西合同庁舎）

TEL 044-955-2222

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
0212-2023-0001	川崎市麻生区上麻生六丁目 8 0 2 番	墓地	1 2 1
0212-2023-0002	川崎市麻生区上麻生六丁目 4 4 4 番	墓地	8 2
0212-2023-0003	川崎市麻生区上麻生六丁目 6 5 4 番	墓地	8 8